

萩市イージス・アショア配備計画適地調査等検証有識者会議設置要綱

令和2年1月27日

(設置)

第1条 萩市むつみ演習場へのイージス・アショア配備計画に当たり防衛省において実施された適地調査（以下「適地調査」という。）の結果の妥当性及び検討された各種対策の有効性を科学的な見地から検証を行うため、学識経験者による萩市イージス・アショア配備計画適地調査等検証有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者会議は、次の事項を検証する。

- (1) イージス・アショアの配備による電磁波が周辺環境に与える影響に関する適地調査の結果の妥当性及び安心・安全のための対策の有効性
- (2) イージス・アショアの工事並びに配備が周辺の水環境に与える影響に関する適地調査の結果の妥当性及び安心・安全のための対策の有効性
- (3) その他イージス・アショアの工事及び配備による周辺住民の生活環境への影響に関する適地調査の結果の妥当性について、萩市長が検証の必要性を特に認めた事項

(組織)

第3条 有識者会議は、本件の検証に必要な学識経験その他専門性を有する者のうちから、萩市長が委嘱した委員で構成する。

- 2 有識者会議には座長を置き、委員のうちから、委員の互選によりこれを定める。
- 3 座長は、有識者会議の事務を総理し、有識者会議を代表する。
- 4 座長に事故があったとき、又は座長が欠けたときは、委員の互選により座長代行を定める。
- 5 座長代行は、座長の職務を代行する。

(会議)

第4条 有識者会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 座長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 有識者会議の議事は、原則として出席する委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席する委員全員の一致が見られない場合にあっては、座長の判断により、その過半数によって決することができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、座長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 6 有識者会議は、会議の議事概要を作成し、公表する。ただし、公表することにより検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、座長の判断により議事概要の全部又は一部を非公表とすることができる。

(報告及び解散)

第5条 有識者会議は、所掌事務に係る検証を終えたときは、報告書を作成し、萩市に報告する。

- 2 有識者会議は、前項の報告をした後、解散する。

(事務局)

第6条 有識者会議の事務局は、萩市総務部総務課内に置く。

(守秘義務)

第7条 委員は、有識者会議の検証、会議等の活動に関連して知り得た情報について秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。